2025 年 6 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

令和６年度　人権問題に関する市民意識調査報告から（その 3）

人権擁護課、西条市人権教育協議会では、令和６年５月２１日～６月１０日に「令和６年度　人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。これは、人権施策推進にあたり、５年に１度実施し、人権問題に関する市民の意識を把握し、今後の施策の基礎資料とするものです。

（詳細について）

西条市ホームページ（人権擁護課）をご覧ください。下記のＵＲＬからお入りください。

https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/jinkenyogo/ishikichosar6.html

（問 26）次の施策のうち、部落問題を解決するために、あなたが必要だと思うものを選んでください。

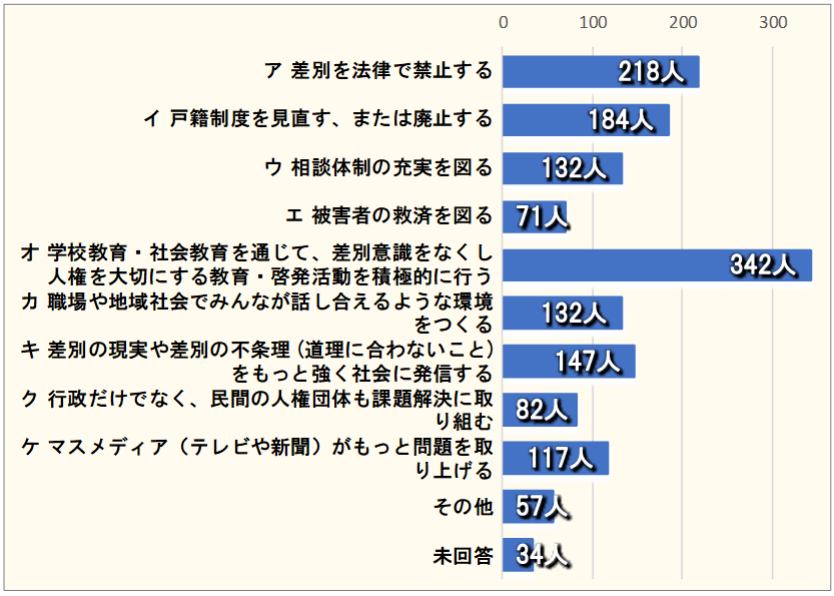

（問 27）あなたは部落問題についての研修や学習をどう思いますか。

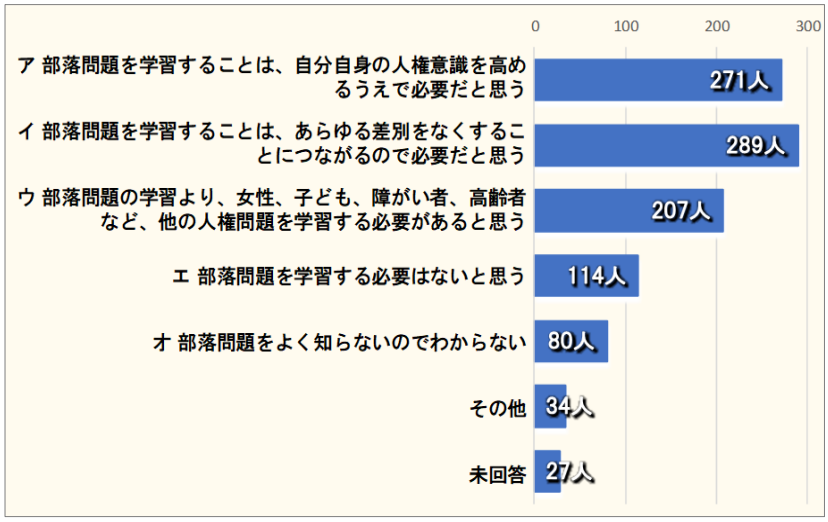

部落問題（同和問題）を解決するために

問 26 で、部落問題を解決するために必要だと思うことについて、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が最も多かった。差別解消のための方法は、やはり「教育」に期待するところが大きいと言える。

学校教育・社会教育においては、計画的に「部落問題学習」を行うことが大切ではないだろうか。わたしたちは、部落差別をはじめとする様々な差別・人権侵害が存在する社会で生きている。そのことは、「差別のある人間関係」にわれわれが取り込まれていることを意味しており、多くの場合、そのことを自覚できていない。したがって、きちんと「差別の現実」から「正しく」学び、展望をもって差別解消の「道筋」をみんなで考えることが必要である。

ただ、被差別当事者に差別の原因を押しつけたり（差別は「差別する側」の問題）、「普通の人とは違う」という考えを持たせてしまうなど、被差別の立場の人がいたたまれなくなるような学習は、「差別の現実を知る、知らせる」ということにとどまり、「差別の現実を通して自分や社会を問い直す」という学習に至っていなかったりということもある。

差別からの解放をめざすには、自己を振り返ることで自らの差別性に気づき、これまでの生活を問い直す中で、「意識化（社会化のやり直し）」を継続的に実践していかなければならない。

問 27 の回答からは、「部落問題」の学習は、自分の人権意識を変えることができると言える。

西条市人権教育協議会　西条市人権擁護課